

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 7 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（環境性能割の課税免除） 第98条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 1 項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第 1 項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。この場合において、第 1 項第 2 号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、併せて提示しなければならない。 （種別割の課税免除） 第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第 3 号の自動車にあつては、局長の承認を受けたものに限る。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 2 条第 3 項に規定する私立学校において専ら生徒の教育の用に供する自動車及び<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第 1 項に規定する指定自動車教習所において専ら教習の用に供する自動車</u>	（環境性能割の課税免除） 第98条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 1 項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第 1 項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。この場合において、第 1 項第 2 号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第 95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第110条において同じ。</u>）を、併せて提示しなければならない。 （種別割の課税免除） 第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第 3 号の自動車にあつては、局長の承認を受けたものに限る。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 2 条第 3 項に規定する私立学校において専ら生徒の教育の用に供する自動車及び<u>道路交通法第99条第 1 項に規定する指定自動車教習所において専ら教習の用に供する自動車</u>

	2～4 〔略〕 （身体障害者等に対する種別割の課税免除） 第110条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。	2～4 〔略〕 （身体障害者等に対する種別割の課税免除） 第110条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証又は<u>免許情報記録個人番号カード</u>を提示しなければならない。
2	（申告書等への個人番号等の記載） 第11条 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は<u>同条第15項</u>に規定する法人番号を記載しなければならない。	（申告書等への個人番号等の記載） 第11条 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は<u>同条第16項</u>に規定する法人番号を記載しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。